



栃木県公報

令和6(2024)年
3月25日(月)
号 外
第18号

目 次

条 例

○栃木県議会図書室条例の一部改正	2
○栃木県議会委員会条例の一部改正	2
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	4

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会図書室条例の一部改正（栃木県条例第25号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県議会委員会条例の一部改正（栃木県条例第26号）

- 1 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができることとしました。（第13条の2関係）
 - (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
 - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 委員会は、これを公開することとしました。（第16条関係）
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出は、委員長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとしました。（第22条関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正（栃木県条例第27号）

- 1 令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県議会図書室条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 3 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月25日

栃木県条例第25号

栃木県議会図書室条例の一部を改正する条例

栃木県議会図書室条例（昭和24年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第2条 図書室は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第19項の規定による官報、公報及び刊行物の保管を行うほか、栃木県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究のために必要な図書及び資料の収集、整理及び保管を行い、これらを議員の閲覧に供することにより、議員の職務の遂行に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 図書室は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第18項の規定による官報、公報及び刊行物の保管を行うほか、栃木県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究のために必要な図書及び資料の収集、整理及び保管を行い、これらを議員の閲覧に供することにより、議員の職務の遂行に資することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県条例第26号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和37年栃木県条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当する と認めるときは、 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって、当該委員が発言その他の行為をさせることができる。</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害の発生若しくはその他特別の事情により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があるとき、当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、当該委員に参加させることができる。</p>

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 委員が前項の規定により発言その他の行為をしようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。
- 3 第1項の規定によりオンラインによる方法によって発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているもののみをなす。
- 4 第1項の規定によりオンラインによる方法によって発言その他の行為をする委員がある場合における委員会の運営に關し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員会の公開の原則)

第16条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第17条 削除

(秩序保持に関する措置)

第20条 略

2・3 略

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。

3 第1項の規定によりオンラインによる委員がある場合は、前条、次条第1項及び第27条(記録)第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 第1項の規定によりオンラインによる委員がある場合

に關し必要な事項は、議長が別に定める。

(傍聴の取扱)

第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第13条の2(出席の特例)第1項の規定によりオンラインによって参加する委員がある場合は、秘密会とすることができない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 略

2・3 略

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 略

し。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線
接続した電子情報処理組織をいう。第26条(代理人又は文書等による意
見の陳述)において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見述べさせ、又は文書若しくは電子情報
処理組織を使用する方法により意見提示することができない。ただ
し、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見述べさせ、又は文書で
意見提示することができない。ただ
し、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県条例第27号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例(平成25年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
令和6年5月28日	令和5年6月7日
令和6年5月30日	令和5年6月9日
令和6年6月3日	令和5年6月13日
令和6年6月4日	令和5年6月14日
令和6年6月14日	令和5年6月29日
令和6年9月20日	令和5年9月19日
令和6年9月25日	令和5年9月21日
令和6年9月27日	令和5年9月25日
令和6年9月30日	令和5年9月26日
令和6年10月16日	令和5年10月12日
令和6年12月10日	令和5年11月30日
令和6年12月12日	令和5年12月4日
令和6年12月16日	令和5年12月6日
令和6年12月17日	令和5年12月7日
令和6年12月26日	令和5年12月21日
令和7年2月18日	令和6年2月19日
令和7年2月20日	令和6年2月21日
令和7年2月25日	令和6年2月26日
令和7年2月26日	令和6年2月27日

令和6年3月8日
令和6年3月19日

令和7年3月7日
令和7年3月24日

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議会議務局)